

2016（平成28）年10月6日

アマトムこと IR SAKURA 御中
（旧：アマギフ買取本舗）

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5
TEL048-844-8972/FAX048-844-8973
理事長 池本 誠司

申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

今般当会に、アマゾンギフト券の買取業務についての貴社のWebページ上の広告表示に関する情報が寄せられたことから、平成28年8月5日付けお問合せをさせていただきましたが、貴社からのご回答につき、検討した結果、貴社が使用している広告表示には、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」といいます。)に違反する不当な内容が記載されているということ等が判明したため、下記のとおり申入れをいたします。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

1 キャンペーン実施状況等について

貴社が「アマトム」（旧：「アマギフ買取本舗」）としてアマゾンギフト券の買取を行っているWebページ (<http://amagif-honpo.com/> 旧：同じ) 上の表記において、「初めての方 買取率UPキャンペーン開催中！」として「本日94%+2%up」と表記されて点について、貴社は、キャンペーンは「不

定期で実施」，最大買取率の変動も「日、時間によって不定期に変動」との回答ですが，当会からの前記お問合せにおいては，「平成28年1月1日から回答日現在までの日々の買取率（レート）は，具体的にどのように変化」をしているかを問合せさせて頂いておりますが，この点に関する回答をいただけておりません。

貴社の「キャンペーン」及び「本日94%+2%up」の広告表示は，消費者にとって，一定の限られた期間に限ってキャンペーンが開催されているものであるとともに，「本日」と「明日」とでは買取率が異なってくる可能性があることが想定されているものであり，仮に，期間を限定していなかったり，レートの変動がなされていないのであれば，商品又は役務の価格その他の取引条件について，実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示として，景品表示法第5条1項2号で禁止されているとともに，第30条1項2号において適格消費者団体による差止請求の対象となっている「有利誤認表示」に該当しますので，貴社の当該広告表示は同法違反となります。

つきましては，このような「キャンペーン」及び「本日」といった消費者に期間が限定されたレートであると誤認させるおそれの強い広告表示の削除をすよう求めます。

仮に，期間限定のレートであるとのことであれば，従前のお問合せに記載をされましたとおり，以下の事項について，ご回答ください。

- ① 上記キャンペーンに関しまして，いつからいつまで実施をしているものなのでしょうか。
- ② 貴社が，旧：「アマギフ買取本舗」として運営されていた時期も含めて，平成28年1月1日から回答日現在までの日々の買取率（レート）は，具体的にどのように変化をしておりますでしょうか。

2 買取率について

貴社の上記Webページ上の表記において，「ギフト券Eメールタイプ」につき，買取率が，「94%」などと表記されているとともに，その具体例として，「例）額面1万円のAmazonギフト最大買取率96%適応の場合 1万円分（額面）×96%（買取率）－0円（手数料）=9,600円（受取金額）」と表記されているのに対して，貴社の利用規約によれば，「12.お申込み頂いた際の買取時、最大買取率の適応は一度に10枚（10コード）以上お申し込みの場合で額面が買取お申し込み時に一番額面が低いもの1枚（1コード）のみを適応します。その他のギフト券は全て70%で買取致します。」とされております。すなわち，額面1万円のアマゾンギフト券（1枚）のみの買取を求めた場合，上記具体例のごとき，9600円での買取はなされないことになるかと思わ

れます。また、仮に、額面1万円のアマゾンギフト券9枚、額面1000円のアマゾンギフト券1枚の合計10枚のアマゾンギフト券の買取を依頼した場合、96%の買取率が適用されるのは、額面1000円1枚のみであり、他の9万円分は70%の買取率となり全額で6万3000円となり、実際の買取率は、全体としての約70.28%にしかありません。

貴社は、買取率を従前の25%から70%に引き上げをされたものの、ホームページにて表記をしている前記96%からは大きく下回るとともに、買取率「94%」の表記は、いわば原則と例外が逆転している点については、異なりません。

この点について、貴社は、ホームページにて明記しているとの回答をされています。

しかしながら、上記利用規約の表記は、上記具体例の表記に対して、画面をスクロールしなければならない下部の表記であるとともに、その表記自体が、極めて小さな文字によるものであり、消費者に誤認を与えるものであり、「優良誤認表示」に該当しますので、貴社の当該広告表示は同法違反となります。

つきましては、このような買取率の表記の際には、上記利用規約の内容も併記するとともに、具体例においては、10枚（10コード）の買取がなされた場合を表記するなど、額面全体の買取率が「94%」等になるかのような消費者に誤認させるおそれの強い広告表示の削除ないし改善をするよう求めます。

3 その他について

貴社からの回答では、「Amazonの規約上、換金、譲渡することを制限されておりますのは、ご購入者（お客様）に対してとも認識しております。」とのことですが、そうであれば、かかる制限がなされていることを貴社のホームページでも明記するよう求めます。

なお、仮に、Amazonの規約が、換金・譲渡をするお客様に対するものだとしても、貴社は、その違反行為のあっせん行為をしていることになるとともに、当該規約は、アマゾンギフト券に関するものとして、当該アマゾンギフト券を購入した貴社に対するものでもあり、貴社は、購入したアマゾンギフト券を転売、すなわち、換金・譲渡をするものであって、貴社自身もAmazonの規約に違反する行為をしていると考えられますが、この点について、貴社の見解をご教示ください。

また、貴社の利用規約において、「5.いかなる場合であっても、ご利用者様からお送りいただいた情報は当店で管理しギフト券の使用権などの全ての権利、所有権を譲渡、移譲されたものとします。」とのことですが、「いかなる場合であっても」との表記は、貴社の故意・過失等による問題があったとしてもとの意味をなすものであり、消費者契約法第10条に違反するものとなりますので、削除ないし改善をするよう求めます。

最後に、前回のお問合せにて、買取の流れ（消費者からの問合せ・申込，査定，番号等の確認，買い取り額の振り込み）についてお問合せをさせて頂いておりますが、ご回答がありませんでしたので、再度、具体的手順について、お教え下さい。

以上

《本件に関する問い合わせ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局長 岩岡 宏保

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-844-8973